



埼玉県報

第251号
令和3年(2021年)
10月12日
火曜日

目次

告示

- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 令和3年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 越谷都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 交通管制システム保守業務に関する落札者等の公示（施設課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第千百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年9月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号

5 落札金額

15,974,134円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年8月3日

埼玉県告示第千百三十八号

告 示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年9月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地

5 落札金額

16,954,982円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年9月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ムトーセーフ 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目22番14号

5 落札金額

18,227,880円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年8月3日

告 示

埼玉県告示第千百四十号

令和三年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和三年十月十二日

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブズデンキ羽生店

埼玉県羽生市大字上岩瀬六百五十六一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）NTTファイナンス株式会社 代表取締 坂井義清

東京都港区港南一丁目二番七十号

（変更後）NTTファイナンス株式会社 代表取締 伊藤正三

東京都港区港南一丁目二番七十号

令和二年十月三十日

二 届出年月日

令和三年九月二十八日

三 縦覧期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
越谷花田複合店舗

埼玉県越谷市花田二丁目二番地三、二番地四、二番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨーク 代表取締役社長 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役社長 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号

ハ 変更年月日

令和三年一月二十四日

二 届出年月日

令和三年九月二十八日

三 縦覧期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
やましろや新本庄店

埼玉県本庄市北堀字新田原千七百八十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間
(変更前) 午前十時から午後八時
(変更後) 午前九時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分
(変更後) 午前八時三十分から午後八時三十分

ハ 変更年月日

令和三年十月十四日

二 届出年月日

令和三年十月四日

三 縦覧期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十月十二日から令和四年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・二・八号 道場三室線

及び三・四・十五号 大谷場高木線

三 事業施行期間

令和三年十月十二日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

埼玉県さいたま市桜区大字下大久保、栄和六丁目、道場二丁目、栄和一丁目、

町谷二丁目、中島四丁目、道場四丁目、大字道場地内

口 使用の部分

なし

イ 収用の部分

告 示

埼玉県告示第千百四十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇一九一三一二一一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字田中千八百十一一七 他十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千九十五・七六立方メートル

告 示

埼玉県告示第千百四十六号

越谷市から越谷都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に
おいて縦覧に供する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千百四十七号

越谷市から越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千百四十八号

越谷市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月十二日

埼玉県知事 大野元裕

- 1 購入等件名及び数量
交通管制システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
- 3 丁目15番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年9月21日
- 5 落札者の氏名及び住所
日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 6 落札金額
28,710,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 8 入札の公告を行った日
令和3年7月30日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年九月二十七日

指令川建セ第三〇〇〇〇一一号

二 検査済証番号

令和三年十月八日

川建セ第〇三〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字ヒジリ塚百六十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘八十一番地二十四

有限会社齊藤木材工業 代表取締役 齊藤 勇司